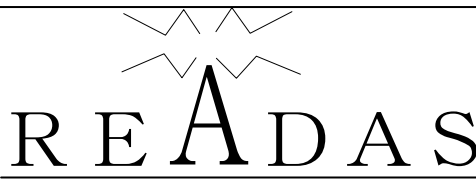


第 5073 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 9月24日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 公益法人等への財産の寄附

Q：公益法人に財産を寄附した場合の取扱いが改正されたようですが、どのようになったのですか？

A：株式保有要件が追加されました。

【解説】

個人が公益法人等に財産を寄附（贈与）した場合において、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、その寄附はなかったものとみなし、みなし譲渡課税をしないとする制度がありますが、この制度の承認を受けるための要件が、平成26年度の税制改正で追加され、4月1日から適用されています。具体的な内容は、次のとおりです。

【非課税承認を受けるための要件】

- ①その寄附が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものであること
- ②寄附財産が、その寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に、公益法人等の公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること
- ③寄附により、寄附をした者等の所得税等の負担が不当に減少されるものでないこと

【追加された株式保有要件】

公益法人等が寄附により株式の取得をした場合には、その取得により公益法人等の有することとなるその株式の発行法人の株式が、その発行株式の総数の2分の1を超えることとならないこと

